

介護分野で働いてみませんか？

介護分野就職支援金のご案内

介護職の「介護分野就職支援金」とは

- ▶ 介護のお仕事に就職するための準備経費に係る費用について、**最大20万円**をお貸しします。
- ▶ 貸付金は2年間介護職員の業務に従事することで、**返還が全額免除**されます。

<p>たとえば、 このような費用に ご利用いただけます。</p> <p>※この他にもご利用いただける費用がありますので、詳細は下のお問い合わせ先でご確認ください。</p>		
	子どもを預けるための費用	研修会受講料や図書費、 介護福祉士試験受験手数料等
		
転居に伴う費用	通勤用自転車・バイク等購入費	介護ウエアなどの業務用被服費

ご利用条件について

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 介護職員初任者研修等所定の研修(※1)を受講し、修了した方(※2)
- (2) 令和3年4月以降、県内の居宅サービス等を提供する事業所等に介護職員等として就労した又は就労を予定している方
- (3) 介護分野で介護職員等としての勤務経験がない方
- (4) 就労するまでの間に福祉マンパワーセンター等において求職登録を行った方(※3)
- (5) 介護分野就職支援金利用計画書を提出した方
- (6) 再就職準備金又は障害福祉分野就職支援金の貸付を受けたことがない方

※1 介護職員初任者研修以外の所定の研修については、お問い合わせ先でご確認ください。

※2 就労と同時に研修を受講し、事後に研修修了証を提出すれば対象となりますので、事前にお問い合わせ先にご相談ください。

※3 令和3年4月から令和3年10月に就労した方については、申請時にご登録ください。

返還の免除について

介護職員の業務に2年間従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。

申請の流れについて

① 求職登録
貸付申請

② 就職
活動

③ 就労先
決定(※)

④ 就職(内定・決
定)証明書」の提出

⑤ 送金

※就労先決定後にも、要件を満たす場合には貸付申請を行うことができます。

申請方法について

- ◎介護職員として就労するまでの間(※)に、福祉マンパワーセンター・高崎市福祉人材バンク・太田市福祉人材バンクのいずれかで求職登録を行い、福祉人材センターへ貸付申請に必要な書類を提出してください
- ◎書類の審査を行い、貸付決定となった方は貸付契約を行います



- ◎就労先の決定後、「就職(内定・決定)証明書」を提出してください



- ◎書類の審査を行い、就労が確認できましたら送金を行います

- ※ 令和3年度に限り、令和3年4月から令和3年10月に既に就労している方についても対象となります(申請期限：令和4年3月31日)
なお、申請には上記同様求職登録が必要となりますので、申請時に行ってください

申請に必要な書類

- ・介護分野就職支援金貸付申請書
- ・身上調書
- ・住民票
- ・介護分野就職支援金利用計画書
- ・研修修了証の写し
- ・求職登録を行ったことを証する書類
- ・個人情報の取扱同意書
- ・連帯保証人についての書類

※申請書類は群馬県社会福祉協議会のホームページにも掲載しています。

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 福祉人材センター
〒371-8525 前橋市新前橋町13-12
群馬県社会福祉総合センター6階
TEL：027-226-5411 / FAX：027-255-6040

※ 利用条件等詳細については、上記お問い合わせ先にご確認ください。